

(法第10条第1項第1号)

## 特定非営利活動法人ウィーズ定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウィーズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市習志野台4丁目1番7号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主にひとり親家庭の子ども達に対し、離ればなれになった親との面会交流支援や子どもの貧困問題における学力格差を補うための学習支援活動を行いながら、ひとり親家庭の子どもたちの様々な問題についての講演会の開催、会報等による情報の収集及び提供により家庭環境に左右されない子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ひとり親家庭の子どもの学習支援事業
  - ② 面会交流支援事業
  - ③ 面会交流支援者養成事業
  - ④ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ① 自動販売機によるジュース等の販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その

他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項  
(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければ

ばならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### （資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### （資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （会計の区分）

第41条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### （事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第43条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （予算及び事業計画の追加及び更正）

第44条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

### （事業報告及び決算）

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### （事業年度）

第46条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

### （臨機の措置）

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (清算人の選任)

第50条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

### (事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長            羽賀 晃、  
副理事長        光本 歩、  
理事              田邊 浩子  
監事              飯田 明日菜、

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 2 月 28 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金    0 円、  
      正会員会費      5,000 円（1年間分）、
  - (2) 賛助会員入会金  0 円、  
      賛助会員会費    3,000 円（1年間分）、



(法第10条第1項第5号)

## 設 立 趣 旨 書

平成28年1月6日

特定非営利活動法人ウィーズ

### 1 設立の趣旨

近年、日本における離婚率は30%を超え、人口1000人当たり1.9件の離婚件数であります。そんな中、一人親家庭は145万世帯という調査結果が出ております（平成23年度全国母子世帯等調査）。母子家庭の所得平均は223万円、低所得であるがゆえ教育格差や精神的な問題を抱える子どもが多くいます。また、離婚に伴い再婚も増え、多様化する家族の間での相互理解に悩む子供たちが増えています。こうした背景から、子どものメンタルケア及び親が個々の家族の中で抱える課題による孤立を防ぎ、子どもへの関心・理解を深める為の精神的サポートが重要だと考えます。親子の悩みを解決していくためには、親子が気軽に利用できる相談の場の提供や、家庭や学校外での子どもの居場所を増やすことが必要だと感じております。

そこで私は「特定非営利活動法人ウィーズ」を設立し、主にひとり親家庭の子ども達に対し、離ればなれになった親との面会交流仲介支援や子どもの貧困問題における学力格差を補うための学習支援活動を行いながら、更にひとり親家庭の子どもたちの様々な問題についての講演会の開催、会報等による情報の収集及び提供により子どもの健全な育成に寄与したいと考えます。

こうした活動を実施するうえで、問題解決の諸事業を円滑に遂行するためには、社会的信用の得られる母体組織が不可欠と判断し、資産の保有や各種の契約締結の際に支障が出ることも予想されるため、法人化は急務の課題ですが、営利を目的とする団体ではないので「特定非営利活動法人ウィーズ」を設立します。

### 2 申請に至るまでの経緯

- 平成27年10月 NPO法人ウインクの面会交流支援者養成講座受講
- 平成27年10月 面会交流支援活動実施
- 平成27年12月 任意団体「ウィーズ」発足
- 平成27年12月 会員間で法人化の意思確認
- 平成28年1月 設立総会開催

(法第10条第1項第7号)

設立当初の事業年度の事業計画書  
法人設立の日から平成29年2月28日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

1 事業実施の方針

本法人の設立初年度である当年度は、ひとり親家庭をはじめとする経済的困窮状態にある子どもたちを主に対象とした学習支援事業に取り組み、経済格差が教育格差に直結しないよう学習機会の平等化を図る。また、離婚後の親子において、元夫婦の高葛藤により当事者同士での面会交流の実現が難しいケースが多いことを問題視し、子どものための面会交流実施に向けた支援及び支援可能な人材の育成を行う。上記の事業を遂行する中で、一つ一つの家族に向き合い、家庭内で多くの悩みを抱える子供たちの心を受け支える役割を担う。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 学習支援事業	小学生・中学生・高校生に対する学習指導	通年	当法人事務所	3名	小学生・中学生・高校生 100名
(2) 面会交流仲介支援事業	離婚後の親子の面会交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭 50件
(3) 面会交流仲介支援者養成事業	面会交流仲介支援者養成講座の開講	4月 9月 1月	当法人事務所	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭の支援を希望する人 30名

2 その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 自動販売機によるジュース等の販売	事務所に設置した自動販売機でジュース等を販売する	通年	当法人事務所	2名	近隣住民及び習志野駅利用者等 不特定多数

(法第10条第1項第7号)

平成29年度の事業計画書  
平成29年3月1日から平成30年2月28日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

1 事業実施の方針

本法人の設立2年目である当年度は、引き続き学習支援事業に取り組み、多くの子どもたちへの学習機会の提供を行う。

また、面会交流仲介支援を重ね実績を積むことに併せ、前年度に養成した支援者の交流の場を設置することで情報共有の仕組みを構築し、子どもが親の離婚によらず両親の愛情を感じられる支援体制の整備を図る。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 学習支援事業	小学生・中学生・高校生に対する学習指導	通年	当法人事務所	3名	小学生・中学生・高校生 100名
(2) 面会交流仲介支援事業	離婚後の親子の面会交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭 50件
(3) 面会交流仲介支援者養成事業	面会交流仲介支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催	4月 9月 1月	当法人事務所	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭の支援を希望する人 30名・前年度養成支援者 30名

2 その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 自動販売機によるジュース等の販売	事務所に設置した自動販売機でジュース等を販売する	通年	当法人事務所	2名	近隣住民及び習志野駅利用者等 不特定多数

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から29年2月28日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		50,000
賛助会員受取会費	60,000		60,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,100,000		1,100,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
4. 事業収益			
学習支援事業収益	6,900,000		6,900,000
面会交流仲介支援事業収益	500,000		500,000
面会交流仲介支援者養成事業収益	1,900,000		1,900,000
自動販売機によるジュース等の販売収益		33,000	33,000
5. その他収益			
雑収益	0		0
収益計	11,010,000	33,000	11,043,000
<b>II 費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,600,000		6,600,000
法定福利費	69,300		69,300
人件費計	6,669,300	0	6,669,300
(2) その他経費			
会議費	33,000		33,000
旅費交通費	140,000		140,000
減価償却費	75,000		75,000
消耗品費	220,000		220,000
その他経費計	468,000	0	468,000
事業費計	7,137,300	0	7,137,300
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	880,000		880,000
法定福利費	9,240		9,240
人件費計	889,240		889,240
(2) その他経費			
家賃	1,210,000		1,210,000
旅費交通費	72,000		72,000
減価償却費	275,000		275,000
通信費	330,000		330,000
消耗品費	110,000		110,000
光熱費	330,000		330,000
その他経費	200,000		200,000
その他経費計	2,527,000		2,527,000
管理費計	3,416,240		3,416,240
費用計	10,553,540	0	10,553,540
当期増減額	456,460	33,000	489,460
経理区分振替額	33,000	△33,000	0
税引前当期正味財産増減額	489,460		489,460
法人税、住民税及び事業税			159,792
当期正味財産増減額			329,668
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			329,668

29年度 活動予算書  
29年3月1日から30年2月28日まで /  
特定非営利活動法人ウィーズ

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	75,000		75,000
賛助会員受取会費	90,000		90,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000		1,200,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
4. 事業収益			
学習支援事業収益	11,250,000		11,250,000
面会交流仲介支援事業収益	300,000		300,000
面会交流仲介支援者養成事業収益	5,800,000		5,800,000
自動販売機によるジュース等の販売収益		36,000	36,000
5. その他収益			
雑収益	50,000		50,000
収益計	19,265,000	36,000	19,301,000
<b>II 費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,400,000		8,400,000
法定福利費	1,052,100		1,052,100
福利厚生費	1,000,000		1,000,000
人件費計	10,452,100	0	10,452,100
(2) その他経費			
会議費	36,000		36,000
旅費交通費	200,000		200,000
減価償却費	75,000		75,000
消耗品費	240,000		240,000
その他経費計	551,000	0	551,000
事業費計	11,003,100	0	11,003,100
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費			0
役員報酬	1,200,000		1,200,000
給料手当	960,000		960,000
法定福利費	10,080		10,080
人件費計	2,170,080		2,170,080
(2) その他経費			
家賃	1,320,000		1,320,000
旅費交通費	100,000		100,000
減価償却費	275,000		275,000
通信費	360,000		360,000
消耗品費	120,000		120,000
光熱費	360,000		360,000
その他経費	200,000		200,000
その他経費計	2,735,000		2,735,000
管理費計	4,905,080		4,905,080
費用計	15,908,180	0	15,908,180
当期増減額	3,356,820	36,000	3,392,820
経理区分振替額	36,000	△36,000	0
税引前当期正味財産増減額	3,392,820		3,392,820
法人税、住民税及び事業税			692,413
当期正味財産増減額			2,700,407
前期繰越正味財産額			329,668
次期繰越正味財産額			3,030,075